リ 5
1576
1

本居大人校正

神代記葦牙

京攝　六書堂合梓

門 伊 弦 1576 巻 1

荊所藏

神代巻葦牙の序

此書の名。あしかびとはゝ為るも。此書の作たくみ主。おかびらゝ思ひよゝうむまふまゝつけて。そのゆゑよしを端かきよゝ記志るしてよゝこゝぢ。ふ。ゝ

ゝふいひてゝゝ白ゝむやゝくて為たゝ

及ぬわさをやかく倭心多いし紀書に。
漢ふミ毒更ヨ字こそもて心もむも毒
さはゝからし。多、何となく淺らかに
なつけむちそよろ爲めや思ひ定めて、
やうて此御書のはしゑヨ天地の中に
一つに拾ひれり状葦牙の如しやなる

に形そよ更けば。かくて此主の。神世に
有こしおもふ紀はやされ多るや紀こ
ゝちゑの学に祖とありし縣居鈴屋二
翁の心我心として。むやへに直く正し
く明らけくはらしらかくもひこやに
く解さやはもふる。まこやに世に古事

学ひせむ人をかくこそ あらはかし
き。られをおの。神なゝ殿言挙勢如て毋
ゐいちしろくおほらゝゝ面にけきた
はへ書ゝも有ける。かくゝふを文化八
年辛未五月廿一日。平大平

いふしへあえつちのはじめしときふたはしらの神
國をうみゝまひ神をうみゝまひてつひに大
神をうゝゝゝゝふとき女神の神さわまゝゝはぶ
ゝゝてそよりはしる事のいできたるをりさて
その女神をもちひうまひて男神の黄泉まで
いでゝはゝてけうれまゝくしたを後ふくいゝまひて
筑紫のゝゝちばなの小門ふゝはらまゝて清ゝ多ゝ
ちゝまひてゝのけうれの清まりはゝくゝ知ふ口の
神身の神ゝ成れまをるゝ又あゝ知事の中より
吉事のはじまれるなりわゝのちきゝのをれみ

忌鏡出給ひし所を伊勢の
両宮ふかくとゝめられ
あらで明和四年
とつぐ比ゆゑ
流れやすしとて
あらためられ
廢ものは雜事
とて
ゝ
榮

こゝのみたまを見かゝとゝ神ゝて日神の天石
屋戸ふさゝゆ神ゝこのゝち天地とよゆたまふ八
百萬神のたまふねぎことのうるはしき社宮
をたてゝまひて又さらふ石屋戸をいでゝ三種
ととゝ八天つち球照ゝ孫人豆のくにて皇孫命
の天降ゝまして代ゝとよたてをあしきて
こゝろびふかゝて世のまぎぬるときを海國ふつゝ人
こゝふることもたてるをいこのかるゆゑあて
たつるゝいふことたてえねども今の世れまたく
行豆さまを見そいふ人ふおもひわゝてたの

行ることたてたつるまゝなりまゝようたことと行きて
ゝみは神社海てろなるときさらありきて又
世ふをくたやるといふことありて弱常(ヨワツネ)あるぬ
おとのおもあべて世ふおろかたてことと行ろれ
たゝ伝ゆゑといふことふけをど時ゝふ人の
てろのうつ豆かはりぬるを みふたのたれしれ
神の海こゝろあることをはゝけたりまゝそのの
はや豆ことふかごきたあるみゞかゝ行ゝ綾たを一とせ
ふゝ年をとまゞずやみぬるを行豆あゞきいふ
年二十年百年二百年もあれを二ゝ年三

八神ども彼ひとに
て情ふてぐく
くのすぐしを
後ふに村中絲
をあるきるど
おしてたの
村人あるうと
の里ふいかるな
どをぐしのるる
いかの世をを
てふれて老も
若も吹れる
家ふのくしのく
ひして絲とあ
やきをうし
ひあくりしが
やくしはする
て後ふに之の
さあるるあくを
あやしとしひし
しもるるあるう
るんとおのがを
さんくるうくを
るくるるぐて

家をある法くあり
輕嶋之明宮ふ行ん
けぐんて漢籍わるう
ぶこかくなりてつひふ
ぶるとふかるもそのとおしれ神の法ん
ふしてなぐまるはやとこふちむをけるさてそれ
のちをもふをいあ人のはん人ごとをだちくな
らふ人をちくかるしをちんぐふ古伝の世ろ
もんあむことををかみるまひて
奈良大宮ふ行ん
のくふるくめくく渉代の和

銅五年といふ古事記をちるさんを弱ひくく
いとしんぐるくかるふときことふるむあるそふ
行れどをを悔くもいくまんくしふかるぬをを
くふとむことちくふゆれむそのを洋籍をうら
やみくまひてそれふ似るむ史をたくむとて
同大文の養老四年といふふ此書を撰くん
くまひくかるぐおるく古傳をちる
くをぐくちくはまの古事記といくくちと
ちるもの形るをそのちくをちふそのはやと
古伝のさをのちれむ世くの学者もぐそのの

漢籍にいふことばのよしをおもひて神代のつた
へごとをもしひて漢意にときなしことさへ多かるに
なりされどそれのゆけれもその流行ことをし
やうやうあらぬきはもときにやあまりむかしの岡部
賀茂真淵大人がしのみちひとりぬけいでて世にはじめ
て古事記をはじめ萬葉集の古語をもてしるに
しへ人のなかきこゝろをたどりことゝせられしゆゑ
おこされて言霊の幸をもひらきくる御國の
ふることを学びをはじめらるかけるは直日の
神のみしるしとにかぞふるる人にもなほもいかなる

土満大人のもとにありし時大人はのいはれけるは我の
しかるに本居宣長大人はよくまなびしに古ごとを
広くつたふるに老人あきらめて其の古事記傳を
撰られけるにぞいにしへのまことの道は明らかにひ
あらはれなりけるものをかれどなほしすべてから
漢籍つたふをよふとむ世にしあれどもいまだふるを
をともうけひく人をいとしまれになぞあるべきなれ
いふにまれしなましにもいかし人をよくよむわざの
ともがらのうひまなびのはやくこの神代の巻を
ひきさくるものどもの漢意にしづみしもゆるびなるを
あらむことのなしきにおのがの学びのつたなきこ

ゆきをわきまへて古事記傳まさに繁華山信
といふいましめるまことをぬきいでゝかつゝ
もたるしるしなむいそのちるせるさまい文面の
如くふてひとわらまちえゆることをびおきて
つゝしをいふ待きことのあるをのみたげをいふ
もとより漢籍をまなびげれど文字のこと
をたゝびもぐ古訓ふよりていふをを文面の
かざりふをんられゆるとを見ゆる漢籍文をはぶ
きてよまびゆるうたゝびも訓をよみかゝ
らんを岡部翁の本まさに古事記傳ふ此書

をひうれる訓ふちゝびは神名地名姓
氏ちびのちゝを古事記傳ふくはしくあれ
ばいまさらふをいはぬ岡部大人を故翁と
いひ本居大人を翁といふ古事記を記と
ふ元古事記傳を記傳といふまれどまで
記伝ふよりて以ゝをゝろしふいもむを
わらはしけれぬまとゝふをいちば
おのれがつゝしをおもひよれることゝう
しふ伝ふ伝げをいふ

遠江國城飼郡平尾村八幡宮神主

従五位下壹岐守藤原朝臣土満

文化七年庚午五月

日本書紀巻第一

神代紀葦牙之上

此題號ハ[illegible]國ヲ[illegible]如クキヽ[illegible]テ皇國ノ書ヲ名ヲ[illegible]國都翁ヲ[illegible]本居翁ノ説[illegible]日本ノ二字ヲ[illegible]テ此書ハ[illegible]ブミ[illegible]ブリ[illegible]説号ハ日本ヨリ文字ヲ[illegible]

神代上

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊までの神代のこと上下二巻にきまるかゝまるなり

古天地未剖陰陽不分渾沌如鷄子溟涬而含牙及其清陽者薄靡而爲天重濁者

淹滯而爲地精妙之合搏易重濁之凝場難故天先成而地後定然後神聖生其中焉

此浮籍ふるこをとゝて書生ゝるものといゝやくゝり
雖もゝへまど古傳といゝそくゝるまどるこををいぎるいゝど
天地のこゞめ何くもれあゞくて漢籍ふゝへるゝなる
ものとおもへるなるべゝこゝ書面のかゞりあゝへらもゝる
こをふこそあを古傳といゝゝ異ちるものとやおひて
おるゝゝさまふゝきゝゝい皆ひゞこをるゝと書べゝ
こゞべてゝゝさまふゝへらもゝる浮籍ゞゝゝまゞふゝゞ
ゝゝふゝゝてもあゝめゞゝ故此ゞゞひ次くあゝも皆別を
こゞきつゝひて古言ゝて初学のおゝひあやまるゝゝ
ゝむ時をやくゝまゞゝゝくて
ゝとあゝゞゝしゞたり

故曰開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于時天地之中生一物狀如葦牙便化爲神號國常立尊至貴曰尊自餘曰命並訓美舉等也下皆倣此次國狹槌尊次豐斟渟尊凡三神矣

乾道獨化所以成此純男

故曰ゝ故ゝゝこをい上をとうけていゝこをゝ始ゝふこをいゝゝ
浮籍の文下は古傳ふて いゝとゝゝしゞ故ゝゝふこをゝ始ゝゝやゝ
ゝゝゞゝゞゝくゝ上の浮籍ゝ紙信て浮漂ゝるものいかの
重濁のかゞまゝりゞゝゝゝとあゝるものゝをゝれゝゝるゝあやゝゝむ
ゝゝゞゝゞゝを古傳ゝゝゝゝゝ遠へゝゝいゝゝゝゝゝ洲壤をこゝい天
地いゝゝこゝゝゝふゞゝゝゝゝゝ時ゝゝれゞ國地のゝこゝふいゝゝゞゝゞゝゞゝ

天となるべきものは其中より萠あがりて天となれり 其
ものは鮎ひらしつちとなりしかバかくつゞへるこものなれバし
游魚之水上の中にうかびて浮て初あるさまを譬ふ
事ぞあるべき于時天地之中にして此時はまだ天地なきさ
時なれども彼の清陽者薄靡而をもある浮籍にたとへたり
てかくつらねたるなり今は次の一書によりて訓つけて葦
牙のごとくなるもの神と称しるもいさゝか違へる傳へなり
葦加備のごとくなるものはよりて天となり其後におゐて次
神の生出ませるゝと下の一書のごとく國常立尊國底立
尊とも申せ名のごとく國乃底へおりゝして地を定めまふ
神なるべしさて此神より前に高天原にて生ませる神五柱
ましますを皆略されたるはこれも浮籍めかざるゆゑにてあるらむ
記をとくとよくきとすへき者なるべきなり 注 至貴をいへり尊
君の御名なるを臣の名にも美擧等とハ云ひけれバ下命の
字をもちけるを此書には命をハ臣に用ひ君には新に尊の
字を用ひられたり國挟槌尊 此神記には大山津

凡神野椎神二柱の生ませる神あまたにあらはなく
なきにあらず傳へあり又是ども一書もさまおなじく國常立尊
は次にあげるは別神なりとしあるゝことは此こゝろ記には國常
立神次豊雲野神此二神亦獨神成坐而隱身也
とあり さて此時はまだ國はなくて此神たちの御名よ
皆国土のことは国のいできて後よりいひつたへたる言なれば
なり乾道ことこはさらに古傳にあらねど
ただ文面のかざりに加へられたる浮籍ごとく

一書曰天地初判一物在於虚中状貌難言其中自有化生之神號國常立尊亦曰國底立尊次國狹槌尊亦曰國狹立尊次豐國主尊亦曰豐組野尊亦曰

豐香節野尊亦曰浮經野豐買尊亦曰豐國野尊亦曰豐齧野尊亦曰葉木國野尊亦曰見野尊

一書曰ハ漢字もておを書るにおきいでゝていめしへ此傳へごとをも家々にかしあつしおきたる書とも多くありてそむ蘇我ノ蝦夷が殺され玉ひしとせし時天皇の記國記を焼しと見え記ノ序に諸家所賷帝紀及ビ本辭などもありさて此度かく多く書どもを集めて之らバたくみに其が中に正しき傳へを撰びて本文とせられたるへきなれどもなほ此書ハ浮籍に似たるんとも信主として也らひけるようのミ見ゆれバ古傳の浮ぶみといふことあるなれどもとが本文にはふきて出さぬものあるべしとまたことゞふ古傳をとしき語ひて一書のつゞへとも多く載られたるぞいとしめでたきことなり次なるかれ是が古傳は中々に一書のうさ正しとおもふべし異傳とのミおぼろにえすぐすべきにあらず一物ハ天地いまだなるべきものゝはじめて生りとはするは其の水に浮るが如しといふ意なり其中に葦牙はめくむものをいふぞ一の傳へあり亦曰豐國底立國狹立ふなる書かよひて同じ御名也亦曰豐組野尊とハ此御名おとふさましく唱へなれども是も太かる音からへだてしかることあらじさてこれ亦曰のことひ皆小字なるべしと故爾のはさしつれど一書ハ元來皆小字なるを後に大字おなじくものなれバ今本のやうにておそ尾さ

一書曰古國稚地稚之時譬猶浮膏而漂蕩于時國中生物狀如葦牙之抽出也因此有化生之神號可美葦牙彥舅

尊次國常立尊次國狹槌尊葉木國此云播舉矩爾可美此云于麻時

國稚ゝしこの國地稚時をりをかゝりふを言のあやなり稚い
らひ〳〵くらひさゝなきこと也て天地の出来るときをい
ふ浮膏なを文ふを魚の水を泛るるふさゝへこい膏て
〳〵へるのこゝろより國中さゝ竿ゞ國いあゝざれもこの浮膏
乃めゝあるもれ後ふ國よりなりられがかゝりふるべし抽出い
葦牙れ埜の中より生出るさゝをとゝへり因此ゝ其物
ふりて神のなりでまをるなり可美葦牙彦舅尊記
ふい此次ふ天之常立神あり天つ神なり葉木國
〳〵ふのをい第の一書れ未あり名むをなり〳〵あ
まれるなべしとあるなべ人もしへ侍がゞ〳〵なるべし

一書曰天地混成之時始有神人焉號

可美葦牙彦舅尊次國底立尊彦舅此云比古尼

混成なるまゝなるなり上ふ魚まゝ膏ふ〳〵へるものゝ
同じ事を天地ゝのひ下なるる一書の海上ふ浮雲ふ如
〳〵へるふも天地をあるまて上れも皆國地のゝふ
あるなることれさるべし可美〳〵此御名ふまれば
なるふも葦牙ゝ〳〵れゝとあるむを畧きゝるよ
あるべし彦舅〳〵こも前れ一書の末にあるしがゞべ
るるる

一書曰天地初判始有俱生之神號國常立尊次國狹槌尊又曰高天原所生

神名曰天御中主尊次高皇産霊尊次
神皇産霊尊皇産霊此云美武須毗

有倶生ハ天地のいできそむる時天地ともに成出ませる
神をいふ又曰ハ図書の中ふとかくもりふとかくもりこと
ハ天地ともの小高天原に生ゝる神をいふ中ハ
ゝあり高天原ハかのあしかびの如くあるもの
あがりてなりまるいこころふかくてすなはち天照大御神の
まろかれたる天川御国なりそい記まさ此書の古傳説
おこしまれりあるまでの注書どもふとるこをい皆浮籍
と主ゝてひへるこふるしいゝ古伝ふるこるふ者
べゝ天御中主尊ゝ此三神ハ天地のいでさいそめ
ゝる時まづ成出まゝて此高皇産霊神皇産霊神ゝ
まちけひて天地もろもろをけめもいできるもろ生
ゝ此ける初ハさゝみもいでまるもろみも天地ゝ

あり出るもの化ハいまふはむすびの御霊ゝふるこゝまろべき
ゝりこもとをいはゝ高天原にあるゝぬ後ふる天
ゝまゝ神ゝまろもちもれいうこんまるもろ
ゝかくそゝまゝ天つ神ゝまを本文ゝて書さ
載らふぎるいひさぶるふ浮籍
ぶりをなもふるゆゑふるべし

一書曰天地未生之時譬猶海上浮雲
無所根係其中生一物如葦牙之初生
塑中也便化為人號國常立尊

浮雲ハ諸本雪とあれど雪ゝいでる是ハ故ゝ羽
の本おりて改りこもうる山ゝ海ゝふ浮ゝよ
へる雲ゝ人ゝ雲ゝ物ゝ葦牙ゝ
ゝゝうひざまのかれ

一書曰天地初判有物若葦牙生於空中因此化神號天常立尊次可美葦牙彦舅尊又有物若浮膏生於空中因此化神號國常立尊

此一書ハ空の中ニ葦牙のごとくなるもの有て浮膏はなし
なるものと別ニ生ずるにて餘の傳へにハいはざるなり さて
記ニ國稚如浮脂云々之時如葦牙因萌騰之物成神名
宇麻志阿斯訶備比古遲神云々別天神なるとありて
其葦牙の如きものを投ひに天なるかたり浮脂のごときも
のをつひニ國地となりたる趣なれバ此一書の其天と
なるべき物もと天つ神なりよし國地となるべき物より
國つ神成出ましたるとあるにて正しき傳へのごとくなれども
彼葦牙の如くなるものと浮膏の如くなる物と別々ニ
なりしとあるんどなり中にふまぐろうつるんかであらん

次有神埿土煑尊埿土此云于毗尼沙土煑尊沙土此云須毗尼亦曰埿土根尊沙土根尊次有神大戸之道尊大苫邊尊一云大戸之邊亦曰大戸摩彦尊大戸摩姫尊亦曰大富道尊大富邊尊次有神面足尊惶根尊亦曰吾屋惶根尊亦曰吾忌橿城尊亦曰青橿城根尊亦曰吾屋橿城尊次有神伊弉諾尊伊弉冉尊一書曰此二神青橿城根尊之子也一書曰國常立尊生天鏡尊天鏡尊生天萬尊天萬尊生沫蕩尊沫蕩尊生伊弉諾尊沫蕩此云阿和那伎

凡八神矣乾坤之道相參而化所以成此男女自國常立尊迄伊弉諾尊伊弉冉尊是謂神世七代者矣

埿土煮尊をはじめとして二神並びて生ませるを男女相ふうふとなりて始めて子を生むべきことなれども何ぞも二つなりひて世の中をるべきあるべき霊の神のなりまおのつからなるものなりけれども一神づゝ生まれ給へり男神女神二神並びて生まれ給へり男女をもつてのみ世を治めるべきなり又面足尊をもつての御名埿土煮の國地の始乃埿土なるを御名大戸之道をもつて處をつきなるを御名を面足をもつて神の御形體のなるを御名のなるなり此時いまだ國處いまだ

なを文神の御形いまだ定まらざるを記す天御中主神をもつて並獨神成坐而隱身也とあるもて考へるべしこれ此御名ども國の始神の御名をもつて名づけ奉りしなるを記傳ふいはゆるがごとくして大戸之道尊の下ふ諸本一云大戸之邊とあれど一本ふりて改つまじ其邊といふ名は皆女の例ふ倣ひたり大若邊尊これ大戸之道ふ對へて大戸之邊なるべきをもつてなり

と故翁をいはくれ亦曰大戸摩彦尊をもつて記ふ大山津見神野推神二神因山野持別而生せる神ふ大戸惑子神大戸惑女神あるをもつて傳ふ書紀ふ大戸摩彦尊をもつてあるを同神ふ定まる傳へ定まりて文故翁の本ふ摩彦姫を摩彦摩姫と訓まるを戸ふ字ふつきてのをもつて面足尊をもつて亦曰吾屋惶根尊をもつて皆をもつて唱へのをもつてあるのをもつて定まるをいはゆる但吾忌檀城ふ吾字ハ一本ふりて補つまつて國常立尊をもつて次ふ成出をもつてをもつて兄ふ生まれて弟の如く次

ふ成出ませる〜ふり甚子生して又其子生る如くふたりで
組けづめい一神で後い二神で産いて成ませる〜ふたり〜又次
ふたりある其同いらづこうりあり名むさ〜べう〜秋の國常
立尊すり伊弉諾伊弉冉まて此同いらづりの久〜うり
多むてうりがきを秋洲壤をそぐらしてありしまるとど
産靈の神のこと中ふりてかの葦牙のめくまるるのい
御〜ふりえんあぐりて天〜ふるべくそぐよくこのい次第く
此國地とまるべ〜いたりつ〜むそいんのさとりもて此かく
きと次ぐきしてふいあ〜そ一書曰此二神ま〜一書曰國常
立尊ま〜此二つの一書いと異ある傳へありまべて子を
生しまの伊弉諾ま伊弉冉ま二神が遘合のまごをけど
ゆ〜ゆいてより次〜ふ〜べけまどまり沫蕩尊記ふ水戸
神の門子ふ同名あり別神ふやあ〜むをまれ〜まれ吳
ふる一ふつ〜へて天〜ふるべくまるまて此こちの一書流
をまふ大なるまれけるを為ふ〜ま為ふ為ふ〜ふ〜ふ
ふて細註ふ次ま〜ふふ此二神いまど次ふ〜ふ別が一書を

〜ていづまが神をまをををもまをまを次八神〜〜もと
文へ加ぐまをまるこふをたれふまり乾坤道〜ふ男女ふ〜ふ
まて十四字ふ此次ふ乾道獨化〜とあるとかるぐ撰者
が加らふとる漢籍ぶ〜ふりいさうも古傳ふあづうまふ
しと〜ふるべ〜神世七代ふられまでを神世といぐ〜ふ〜ふり
後ぐ人の代よりつべきめ〜ふれどもさにあ〜ばかのそぐ
よ〜ふるふ御〜ふ天〜ふり地とふるべくいまふりつめと
まぐよひありて笠ぐ天地いぐまぐ〜時ふまべまま〜ふ
神代の中ふる神代とりふべきさまぐあり名むされが直孫
余の天降ふまして秋代の時ふりふれまて七代ふ〜ふ
きて神代七代ふ次ひつ〜ふりめふるべ〜七代とまふ
い始めい一神ふ〜ふ為ふ二神で七代ふ成出ませふを後ふ
御世つぎふまぐ〜へて七代ふ〜ふるまふ為ふ後ふ
天神七代地神五代ふ〜ふまふ〜ふふ〜ぐふ〜ふ
ひぐ〜ふ〜ふ〜ふれまでの十一神天神神ふまぬ〜記まを此
書ふ〜ふて〜ふふ〜べ〜又後の五神を地つ神ふ〜ふ〜ぐを

[illegible]

一書曰男女耦生之神先有埿土煮尊
沙土煮尊次有角櫲尊活櫲尊次有面
足尊惶根尊次有伊弉諾尊伊弉冉尊
櫲橛也

角櫲とる角くひい草の角くむもの[illegible]
[illegible]
名あるべきこと記付ふるべし櫲橛也のこと[illegible]
後人のあらぎあらべし櫲此云久比とあるなれば[illegible]

伊弉諾尊伊弉冉尊立於天浮橋之上共
計曰底下豈無國歟迺以天之瓊矛此云努
矛指下而探之是獲滄溟其矛鋒滴瀝之
潮凝成一嶋名之曰磤馭盧嶋二神於是
降居彼嶋因欲共爲夫婦產生洲國便以
磤馭盧嶋爲國中之柱柱此云美而陽神
左旋陰神右旋分巡國柱同會一面時陰
神先唱曰憙哉遇可美少男焉少男此云
烏等孤

本居大平云天地はまだなりたらず…こゝにいふ浮橋とあるは…比橋かけたる…天より彼方の國へ掛けたる…ふを渡しゝ也

浮橋をもつて…有りて…舟を…天の浮橋…ものは…を納めて…あしかびの如く…なり…とあるを今の世に…用ふる…かくいへり

陽神不悦曰吾是男子理當先唱如何婦人反先言乎事既不祥宜以改旋於是二神却更相遇是行也陽神先唱曰憙哉遇可美少女焉 少女此云烏等咩

此も次の一書のごとく初めに天神よりことよさしたまひしを例の略
きたるものなるべし天浮橋を神代には天へ昇降る道なり
の橋なりといへどふかくかんがふれば浮橋といふものあり
さらにいふであらむ中庸が三大考の考おもへれば此時はまだ地
ができてあるべくもあらねば浮橋といふべくもあらざれば
いまだ天地もなきなりて後よりいへることもあるべし下に
天地相去未遠ともあればあはせ合すべし すべて此時の
ことなどはいふべきにあらねども古傳のまゝにしるしたるもの

をも神かも誠あるゆゑにて此浮橋をかきたるもの
ともゆるすべくゆゑん底下といひても志だけふくて
天瓊矛は玉をかざり付たる矛なり指下而とこは記に
に矛を指おろしてかの雲の中をとりよせたる
は滄溟乃はてなどもしるべくもなかりしより
此でもふかきも記にも塩許々袁々呂々迩とあり
行へるは此時まだ今のめぐりの海のなきによりて
ぬ矛のさきより垂る潮おちりて一嶋となる
磤馭盧嶋とある海のめぐりある地をすべていふなり此嶋の
嶋は二神の生ませたまはぬもおのづから凝りたるも
は記の上の條に淤能碁呂嶋に行幸の時の大雀命の御歌に
流夜那介波能佐岐用伊傳多知弖和賀久迩美禮波阿波
志摩淤能碁呂志摩阿遅麻佐能志麻母美由佐氣都志摩
美由とあるおもしろきうたなり欲共爲夫婦とはすなはち男神
女神共に成出ましかどもいまだ遘合のことなかりし
うけそむるにいぬを今此二神の国を生ませむとしてかく

ゆく小舟と橋
舟といふこと
はくしこの橋
橋とふことの
名のしるべ
べしとなり

ちしるめたまふことはいとあるゆゑとしてふることいまこゝにあり
ゆゑもなかりしかのみかの姫の男神のみ生まし次に男神女神
兩ひ生まし此二神おのづからにして自然にあるまことなり
天地のなりはじめにあるべきことなりこれ世の中のことはじめ
産靈の神の社なるべし

○出雲の國中の柱のこと

きこえたる出雲の國を生まはむとして
りふことなるべしそこに先此嶋に柱を立八尋殿を造て其柱を
とめぐりてこれを遺合して国土生成へば此嶋に其柱を
なほ基なるべきなり殿とは柱を主とせるなること
古語なり底津石根に宮柱太知るとよめり今も屋を
造るに柱をまづ立てあらはすなり此嶋をめぐり
なほ柱をめぐりなほ柱をめぐりなほ柱をめぐりなほ
あひされば殿を造り終りて柱のもとを
いふなるこれなるべし

○天之御柱見立八尋殿

行廻逢見天御柱而
かくのごとくなるべきことなり國を生終りむとして先殿を造りなほ

産屋とふことは
産むとき産むの
神なるべし産屋
八事しこうち出
て子をうむとき
日笠屋なるべし

蓆とのことは人の
屋の内に蓆をと
ひろげるなるべし
のあらはれなる
先草とひろげる
とみひしして
ちくさの草をあれ
いと久しくなりぬ
ひしとして又土にて
きれたるものをふと
ひろげて入れて居ふ

ひしらはぬ者にして妻素戔嗚尊の奇稲田姫と住給ひむとして
須賀の宮つくりそめ給ひ古歌に妻屋とて妻屋をつくり
あるべしあるべしまことまことに料なるべし後世も
新婦をひとをとしてとあるいはへの社
とふ又つの八重垣ふすまぬる敷物をとりむとして宴
造ることなるべしもひあるべしそのひのあるむ人に酒をと
ることなるべしこれて古傳の今の社のうしろにむべきこと
ぞ又柱をめぐりなほ柱をめぐりなほ柱をめぐりなほ
ひとふてあるべしふば今の世ふも例ることもあるべきことと
るべきなり皆かぐらふてかけてもて古へのことをも
くきえるべしとしひきるもの意哉ここに記ふ
阿那迩夜志愛表登古表とあるふまことひて訓べし
遇ることふ字いふまことに阿那にあたることなるべ
ふあふふて添てふ歎息の辞迩いこの意の字にふあ
ることふびとふ古言夜志は助辞ていふ哉の字にあ
ることなるものゝ阿那のことも此字ふこしもり可美は下ふ可愛

如何婦人反先言乎既不祥…天神以太占而卜合之…

因問陰神曰汝身有何成耶對曰吾身有一雌元之處陽神曰吾身亦有雄元之處

此云哀とあるに同じくそその哀は住吉日吉あるくはに吉あそ古しへよきことをもと愛といひしなり少男後世は老若すべて心へともに古しへは若くさかりなるをいへることにて女の若きをも手とめとるに同じ哀登古哀の下なる哀は與やいうにおもふごとく歎息をおびたる声…

思欲以吾身元處合汝身之元處於是陰陽始遘合爲夫婦及至產時先以淡路洲爲胞意所不快故名之曰淡路洲迺生大日本日本此云耶麻騰下皆效此豐秋津洲次生伊豫二名洲次生筑紫洲次雙生億岐洲與佐度洲世人或有雙生者象此也次生越洲次生大洲次生吉備子洲由是始起大八洲國之號焉卽對馬嶋壹岐嶋及處處小嶋皆是潮沫凝成者矣亦曰

水沫而成凝也

汝身何成とうたまひしかは皆ほこのさきの御形體にうつりまちてをはりぬ
めとなり遘合のことをはりぬ
つぎに淡路洲を産給ふ
次に大日本豐秋津洲
本豐秋津洲をうみたまふ
生給ふとうたふ
又一書及記に生水蛭子次生淡嶋此亦不以充兒數とあり
淡洲と淡路洲名の似たれはあやまりの例ふ不入とあり
胞と繞也とあり
洲島胞也と文字をかへられしもの
ゆゑに大日本と大日本も秋津洲もともに大和一國
の名なりとは大八洲の惣名ふ
長門より常陸まてをとりたまふ
ふ重なりたまへるなり蜻嶋倭磯城嶋倭ふとも同じ又秋津
嶋といふ橿原宮はしの時ふ
ふくらい後ふ名を古へふ及ぶ
ふい後ふ名のいでられしはふ名い美ゆゑ
ふとりたまふ後ふ名をもつて
名ふこい阿波讃岐伊豫土佐ふ四國をとりたまふ
ふ大名ふ
なのつくる國形ふて四國
記ふい有面四ふとありて一国の名ふ筑紫豐國肥熊曽の
絡名ふ
ふ上の意所不快ふこの十一字ふ同じ今此嶋を雙生
ふ世人の
ふ皆神代ふ
まて一國ふ此ふ今ふ別ふ嶋
ふ

されば今此國形をうかゞひしらでは云べきにあらざる
されど記紀に一書に號國のあまたなむ大洲といふ
同名ありて肥前にて平戸の近き海中にある小島
あるをも記傳にあり吉備子洲といふ國ともいふべきなどの説に
もあれどこれらは其のうへは大きく廣からねば又其つぎ
ぬる洲を廣く子洲といひしなりもあるむ大八洲まづ右の八
洲を生給ふなりてすべての名を大八洲國といふ 對馬
一書に此嶋も生ませるとある處々小嶋ではなきとのことに
ならあるまじと思しきことなるべし 右の大八洲の餘はやそうら
國も皆なやしき小島なりと知べし 其小嶋どもは二神の生
給ふ島あれど潮沫の凝て成れるものとしいふなり 書日ここに
一本によりて小字に書つけて此國を生給ふと謂も
ことかひてくさぐさにあるは皆古傳を信ぜざるひがことなり神の
みことどもにかへてさおなるあれど又その生ませ給ふ時をいふにはひさしき
めなるもあまた年を經て大きく國となりけむとしるべきなれど
みいふあやしくおもひきこゆることありて生ませ給へるとぞ

はらかくし漢籍のこころはなかゞしひそおほけなきことなりとはいふ
すぎしなどしおもふべきにあらずしてれ人のさとしがたき及
ざることに因ひて古傳のましかるに何のうたがひ こころ
あらむ これなるをも思ひて書ぬすることなかれ 義
ありはれ又潮沫のこりて成れる國も二神の生給ひし
國とするうへにいけどもあきらかなれども貴き 神
きこしめしたるも此國々のありさまをとくに
つけてもしれずれもおもふこと

一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰有豊葦原千五百秋瑞穂之地宜汝往脩之廼賜天瓊戈於是二神立於天上浮橋投戈求地因畫滄海而引擧之即

戈鋒垂落之潮結而爲嶋名曰磤馭盧嶋二神降居彼嶋化作八尋之殿又化豎天柱陽神問陰神曰汝身有何成耶對曰吾身具成而有稱陰元者一處陽神曰吾身亦具成而有稱陽元者一處思欲以吾身陽元合汝身之陰元云爾即將巡天柱約束曰妹自左巡吾當右巡既而分巡相遇陰神乃先唱曰妍哉

可愛少男歟陽神後和之曰妍哉可愛少女歟遂爲夫婦先生蛭兒便載葦舩而流之次生淡洲此亦不以充兒數故還復上詣於天具奏其狀時天神以太占而卜合之乃敎曰婦人之辭其已先揚乎宜更還去乃卜定時日而降之故二神改復巡柱陽神自左陰神自右既遇之時陽神先唱曰妍哉可愛少女歟

陰神後和之曰妍哉可愛少男歟然後
同宮共住而生兒號大日本豐秋津洲
次淡路洲次伊豫二名洲次筑紫洲次
億岐三子洲次佐度洲次越洲次吉備
子洲由此謂之大八洲國矣瑞此云彌
圖妍哉此云阿那而惠夜可愛此云哀
太占此云布刀磨爾

天神〻本文のごとくあるべし豐葦原〻
こも後の名をけゞめんめゞしていとゝろ賜天瓊矛とい

ひ言おけもゝ〻ちゝ〻ものあるべし檀原宮の御ぜをゝ見貫
天神之子者必有表物ものゝしるしあり後世ふる人今をゝけて
物べきもの時ちゝしのもの物をそなへるゝあり畫流海いさゞ
海いあるめを後〻國のおもを海あれば國名をもあるべしとい
るべゝしきれを記ふるゝてゝ当けをとゝろをとゝろふかをとゝ
を記てあるゝちんの八尋の八は弥ふて八つふをゝるゝゞ
尋のゝみゝをとりゝ尋ハ丈尺をとゝろふ両手をた右へひろげる
間をとゝし東を物をゝぎりつかむ四の指のあるゝびゝろ間をとゝ
いゝ〻物の長さ縮をゝ伸もうてゝるゝゞあて今も田舍あていもゝ
用いるゝ〻〻天柱天といふ天ゝ柱の如くあれいゝふまゝべ天某をゝ
ゝを皆ゝゝゝをゝゝゝゝとしゝゞけむゝゝふいふもゝみゝゝも天ふ
る柱を何もゝふをゝゝれゞあゝり柱い殿の柱ゝり又をあゝゞ別ふ
如くあれゝと別ふいあゝ〻紀望のみいみ於ぐみゝゞつゝゝゞゝ
みゝてゝゞ柱をゝを於ふゝゝあゝるゝゝふまゞゞゝゝゞ陽神問ゝ
此事を文ゝいまゝあゝていゝゞくちゝふあゝゞゝゝゝきゝゞゝゝも
此一書の伊〻ゞゝゝ〻かゝゞゝ蛭兒ハ蛭の如く骨ゝなゝ〻と

あさる子にて世なる子なきはなり後に人の子に生るゝはかくはの子
生るゝこともあるはしめなり葦舩にのせて流しすてたまふべし
今までもてかしこみるべからず不及(イラズ)見児數(コノカズニ)にも入らずなるが
あるべし故本文の傳へは胞にあやまれるにやとおもはれて還
復して天神のおほせの下にて國を生給ひし事ほかならず
ふる児をもつゞけて生れんは許由しもあらむかしとおもはれて
天神くちずさむ語ぶありしをすべて世の中わかちよそのあそびさるを
にありてはかんなの足らずしくなりあらしぬとも神代なるものゝく
きるべし太占ふとまにとは卜(ウラ)の神の御心をとふことにてもえらくかくめる
を太(フト)とも云ふは重き御占なであるゆえて天神にまかせたまふことなく
よりぬるときかれ其生れ給ひしは何のゆゑならずすべての事いきつめさ
給ひがたく御占をもて知ろしめしたる右の前後男女の儀をさとして
まつ此御占なりやさだかならぬ淫精のことをしらさぬめたまひけれ
ある人いはくとさもかくもやはり師し先生にもいひ今だにかく
ありたる後世の人のおしなべてしらでか實のつくんでしもなれ
いはくかくね事ともかくしてくれかしくへいふ何ぞこれを知ることなり

ぐへたるにわかト(ウラ)の神の御心をとはせて知らるゝことあらのをと
淫精あるものと知らるゝのちは皆かくさずるを事々しく神(カミ)
事(ワザ)のことはちなみのみならず作りもまたくふるき神社なども
ちぎりの占事(ウラゴト)とのうちてつかはしてもあるんなんと今の世の占(ウラ)と
いふことはわかりて後のるすわてはいかにいふのみをあるきと卜定時日こは
撰者のくちかくらあるけそるべし此時をきずかたまふはあるまじ
同宮ることは上の島夫婦をある下にあるべきことをあげたる前後
あなうきなうことをしまて本書にもたれあるて淡路洲は胞と
して八洲のおく億岐の三子をもちそへるべし
國形子であるしも本書にいふ億岐にのことあり

一書曰伊弉諾尊伊弉冉尊二神立于天霧之中曰吾欲得國乃以天瓊矛指垂而探之得磤馭盧嶋則抜矛而喜之

曰善乎國之在矣

霧之中空中といけしもおろぐ風神生ずるなれば空中

一書曰伊弉諾伊弉冉二神坐于高天

原曰當有國耶乃以天瓊矛畫成磤馭

盧嶋

高天原とも後にうりぐるるとも

天原おとなしきはふかくとなるべし

一書曰伊弉諾伊弉冉二神相語曰有

物若浮膏其中蓋有國乎乃以天瓊矛

探成一嶋名曰磤馭盧嶋

おのころしまつくるの道はあれどはじめての事高皇産霊の神を事もてかかるなれば

一書曰陰神先唱曰美哉善少男時以

陰神先言故爲不祥更復改巡則陽神

先唱曰美哉善少女遂將合交而不知

其術時有鶺鴒飛來搖其首尾二神見

而學之卽得交道

將合交のうやうをとどこほりそめるとかたちもそのうつくしきをとどこほりそめるとかたちもそのうつくしきを

爾波久奈布里
霊異記に交合のことを久奈布とかけり是らに
よりて見れば
爾波久奈布は庭交合振
なりと村松
春枝がいへるがごとし
おのが里の俗言に
ふるまひするといふ
交の和名の比にし
麦秋まで此れ
ちかきゆゑに
それがし

とゝなくしてされゐおゐしひさりふとようろの物ゐらどめもうらで
あろうも何でもいできそ渡のんまれさぐらのことはいゆうつおでと
もえべきを如くにおもうしろめるう中うわくあさらうしきこぶこし
ぞ宮の古傳ある鶺鴒記に鮎倉宮の候ふ大御歌に麻那婆
志良とも見えたり和名抄には止豆木乎之閉止里とも爾波
父奈布里ともあるを皆名の古きゆゑに此名をばいへるなり
セキレイとのと
呼なりけり

一書曰二神合爲夫婦先以淡路洲淡
洲爲胞生大日本豊秋津洲次伊豫洲
次筑紫洲次雙生億岐洲與佐度洲次
越洲次大洲次子洲

淡洲の二字
ちぎしまれよ
くて

次淡路洲淡洲とは淡洲の二字は衍なるべし二つを胞とするは
めづらかし此處も古語の本には先生淡路洲以此淡路
洲為胞とあるは正しからぬことならずやしらぬて
此一書は本文とさしてかはる事なし但伊豫を二名洲
の名はいさゝかかはれり
のせたるなりけり

一書曰先生淡路洲次大日本豊秋津
洲次伊豫二名洲次億岐洲次佐度洲
次筑紫洲次壹岐洲次對馬洲

此國を生給ふ次第つゞきの違ひありてさだまりたるさ
ぶあさきしが中此一書ぞ本書と同じくして八の洲皆後要なれ
よろ洲なれども
行ふべし

一書曰以磯駅盧嶋爲胞生淡路洲次
大日本豐秋津洲次伊豫二名洲次筑
紫洲次吉備子洲次雙生億岐洲與佐
度洲次越洲

以磯駅盧嶋爲胞こいまぐへる傳へるべし先胞はまづ水ふ
ちてしかのうへと此嶋いまの鋒ちり三ぐるる潮のうりてるふ
嶋みて生のふ嶋あるべいぐ胞といいべきうまぐへて
傳へみうして生のふとあるハ淡路島あるいは生給ふ水あるこはる
潮が凝てるまるあるおすひ二神しまを生ず二神陽三
氣の靈ありてるまるづのうれ皆この二氣の造化なるを加ふ二神
の生給ふ島らひ給へるとのと思いをるい淡路島給ふ
ふ後世のまま者ひとりひが考思れ強らこふとるふ

大平五古への後
のうこまりくみ
まへる後世
とうくく拳
記しを出てく
ふふあけが
ひりてり二と
ふあ比真と
後へる證し
うまち後つば
して陰陽二
氣の造化ふる

と生ふ後へる
物ーセバかく
うへくのまぶ
てふいあらをて
却りて可ーき
ちまおをあるる
へとーふうう
神代のあまね
とうへがつを
うまくさうう
うへいかく
うんいひる

一書曰以淡路洲爲胞生大日本豐秋
津洲次淡洲次伊豫二名洲次億岐三
子洲次佐度洲次筑紫洲次吉備子洲
次大洲

大八洲とも生給ふ次第少しづて ふるもうくもぐて拳
ふへうい古傳をおけるふまるまるこおあれてへるで
ふこまれど記ふい豐秋津洲ふ生まるふあるとけ其の
まるい古傳へども皆同じく淡路洲ふ生まれ始めおはものうて
のをあるいまるふ
ふうとあるもいるふ

一書曰陰神先唱曰妍哉可愛少男乎

便握陽神之手遂爲夫婦生淡路洲次
蛭兒
次生海次生川次生山次生木祖句句迺
馳次生草祖草野姫亦名野槌既而伊弉
諾尊伊弉冉尊共議曰吾已生大八洲國
及山川草木何不生天下之主者歟於是
共生日神號大日孁貴大日孁貴此云於保比屢咩能武智

孁音力丁反一書云天照大神一書云天照大日孁尊此子光華明
彩照徹於六合之内故二神喜曰吾息雖
多未有若此靈異之兒不宜久留此國自
當早送于天而授以天上之事是時天地
相去未遠故以天柱擧於天上也次生月
神一書云月弓尊月夜見尊月讀尊其光彩亞日可以配日
而治故亦送之于天次生蛭兒雖已三歳
脚猶不立故載之於天磐櫲樟船而順風

放棄次生素戔嗚尊一書云神素戔嗚尊速素戔嗚尊此
神有勇悍以安忍且常以哭泣爲行故令
國内人民多以夭折復使青山變枯故其
父母二神敕素戔嗚尊汝甚無道不可以
君臨宇宙固當遠適之於根國矣遂逐之

次生海次生川〻〻こゝハ國を生ましますゝ〻ひやゝもゝをさゝあ
ゝゝで記ゝと一書ゝ海神山神ゝゝあゝゝゝたゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
御のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

比屢咩始武智
とりつかくむ
されば太比留武
智し申をば武
智すんなち女
あるなり

天へふ清くふ
とき國黄泉へ
てれ悪しく
きくすれ酉と
此國土と其中
らふありてよ
ろづのてと去と
出とりみまど
りてまゆくそ
もあらん

日神のりれとま
つぬ前へ茅よ
くらくやあらん
いてあるかんらぐ
ぎりへこおろり
かしまくるおお
もあうとこし
ありてありくや

ありんなくく
あるうあくき
あるくはくとの
新いとんまを
すぎりと行
のくぐふくん

まづ又て萬代の孫ふくむ考べくふあるどさて此大御神の大御
の照徹於六合之内とあるど天地今はめくはるふるはるはるけ
ふんくくくくふ天の下治主とすべき神とせられしくて生
すべく御子ふいまをぐも かく芽命をくくど 奇と御子あるくふ
天考くべくくと天へとあるふい天いかるくら此國おまくくて清く
くくくき國ふくかくくくくき御子はおのづくくくし後ふべき國ふ
ぎあるくしくくれどそい大神の御むくくて考べきふあるどかくて今の
現ふあるぎ見まる天つ日ハ此大御神のりくくふ天つ日の国とを
くめて考くくまくす大御考ふる事ハ古はふを吹くくふくと清く
ぐりふくつりゆくせんのんふを神代はくくきくとい皆清ぐて
此大御神の天つ日ふまくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
はどもとんくふくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
ぐくれぶんくふもくくぎをふあるはどを代をのかくぶくときくくて
古代を信くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
神の業御くふくくきゆくはるやあるむ此時天地くくかの暴
丹のみくくりの御くふはぐりて天くくあるゆく時地球をくくはく

遠くぐりしくくりはくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
翁云こは伊邪奈岐大神の御息ふて風くくくくくくくくくくくくくく
ふ我御名者天乃御柱命国乃御柱命とあるを合てて考べくくくくくくくく
紀長津彦命ハ又御名ふくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
ぐくくく人持をの由名ふくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
ふくべく生月神ふ此神ふも御名のあくをくくくくくくくくくくくく
はくくるみやおぐつくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくも一書くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
月夜見月讀ハはくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
信くくて清くをくくの御名ふくくくくくくくくくくくくくくくく
紀のはくくぶくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
日月と定くくんまくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
詔月讀命汝命者所矣夜之食國矣事依也くくくくくくくくくくくく
ハ黄泉のくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
國くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

○神代紀葦牙上

[illegible]夜食國と黄泉のあひだとしるい服部中庸がかんがへ[illegible]大考の説[illegible]てその[illegible]又大平の説に夜食國と黄泉のあひだいとちかしもれどこれ雖もあれどこれ[illegible]

[illegible]又一書に可以治海原潮之八百重也ともあり蛭子こゝ[illegible]の四子は生島の山も一つのつゝへなるべし天磐櫲樟船天之磐船

稱言櫲樟は木の名なれども後の名なりて[illegible]

生素戔嗚尊[illegible]も速素戔烏尊の上は一書に[illegible]

[illegible]月神の[illegible]名は同じ勇悍くいぶりのいかをほのい[illegible]

次の天へのぼり給ふ時[illegible]

い御母の國と[illegible]哭[illegible]

[illegible]哭[illegible]

悍の[illegible]

[illegible]哭[illegible]

[illegible]哭[illegible]

[illegible]國の内あをゆき[illegible]

記[illegible]

天下の主者と生[illegible]

[illegible]天へ[illegible]蛭子と[illegible]素戔烏尊天下の主[illegible]

言ふてやう[illegible]根國は黄泉[illegible]底國[illegible]

[illegible]ある國[illegible]萬の物は天つ神産靈の神[illegible]

[illegible]根國[illegible]理[illegible]

[illegible]

[illegible]古傳は御國の[illegible]黄泉のいでさる

[illegible]天も記の[illegible]

[illegible]天も黄泉も御國の[illegible]

[illegible]

一書曰伊弉諾尊曰吾欲生御宙之珍子乃以左手持白銅鏡則有化出之神是謂大日孁尊右手持白銅鏡則有化

出之神是謂月弓尊又迴首顧眄之間
則有化神是謂素戔嗚尊卽大日孁尊
及月弓尊並是質性明麗故使照臨天
地素戔嗚尊是性好殘害故令下治根
國珍此云千圖顧眄之間此云美屢摩
沙可利爾

珍子うづいらづとおちづく清浄ととふ古言なりこばきとう〜
とゆきをちゐべしすすかぐこい真澄鏡なりさて此鏡を
持給ふ時神のかたちでさをなるを下の一書の御目をあらた
まる時神が成出をもるとし仮くちをとあらべおなじ

ひるめそこい黄泉の穢をそそぎ清めさまふ〜此のことあるを
こい何かりて鏡と持給ふをあらはしび何ふなり
て成出まもるとも国えを本なり伝へのかれなるみわ
あるむ又異をもるなるやあるむかぼつるし顧眄之間こ
いをもつ〜鏡と見給ふ時とあるやあるむさみと四方を
あふが鏡と見給ふふあるべっるもきとかぼつるあるこ
こふなりて其之神の生まもること本文ととと下に一書
し之所をつの傳へあるとしもうもなかるるべき理
あるべくふ法なりるる流どもい皆立理のちひごとなるこ
のしも一つの異なる
仮くしてあるべきなり

一書曰日月既生次生蛭兒此兒年滿
三歲脚尚不立初伊弉諾伊弉冉尊巡

柱之時陰神先發喜言既違陰陽之理
所以今生蛭兒次生素戔嗚尊此神性
惡常好哭恚國民多死青山爲枯故其
父母敕曰假使汝治此國必多所殘傷
故汝可以馭極遠之根國次生鳥磐櫲
樟船輙以此船載蛭兒順流放棄次生
火神軻遇突智時伊弉冉尊爲軻遇突
智所焦而終矣其且終之間臥生土神
埴山姫及水神罔象女卽軻遇突智娶
埴山姫生稚産靈此神頭上生蠶與桑
臍中生五穀罔象此云美都波

日月既生こい日神月神ありとうくあるされるいふふ海神
川神とあるべきと次生海次生川ふるかふるかふ
ふふふ

火神娶土神
し稚産霊神
を生るなり
みづから沼矛
でも土のあくたら
ふたりてこれ苗
なる草のすがる
ものなりとひ
あるべしべし

あるを数ふべきなり然ふいあるべきを放棄しいまだ十八字
一本次生素戔嗚尊の上に有と用ゐべしと友爺のいへ
ることよりひさられどもあるも聞えぬるもあれば
緒ゆゑのまにまあるべきなり生火神〻所焦而こい記ふ美蓄
登見炙而しあるべで左傳ふるべし此紀ふる蕃登てふふ
と云〻〻〻畏れるものなり土神水神こい五穀ものなり
づのあと生ふる土の神と養育水の神とをなるべし
又火はものをそこなひやぶること今は母ちやうえのみでは
じめなる輒遇突智娶て火神は男神土神は女神なり
あひのみなり男女遇合ふこい二神のなるべめるまひてなる後い
はゆのなるなり稚産霊おくいなづくしくなるなるこの稚産霊
すびは高皇産霊の産霊ふおるなるべく露のしたまふ又草木ふ
実のなるなる実神もしまるもいひて物のいでくるなる蠶
くのあれば此神の御身ふなるなるめるも皆此もすびのこと
ふなるなるなる又の一書ふ
保食神と申も同神なるべ

一書曰伊弉冉尊生火産霊時爲子所焦而神退矣亦云神避矣其且神退之時則生水神罔象女及土神埴山姫又生天吉葛天吉葛此云阿摩能與佐圖羅一云與曾豆羅

火産霊ひすびい上の稚産霊ふ産霊ふ同じ則火神〻亦曰
神避矣の五字い後人ふ倩注ふるべ〻字のうくれらのこと
の類ひいられどひぢこるべしいふ
ふて同言と重称りふべきふあるべ上の月夜見月讀ふ
ふふ水をふるふ器ふするものし此一書い式の鎮火祭祝詞
ふ火結神生給氏美保止被焼氏石隠坐氏云〻返坐氏更生

子水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氐此能心惡子乃心荒
比曽波水神匏埴山姫川菜乎持氐鎮奉礼止事教悟給
支〻〻とある如く土神水神と火神乃荒びを〻〻ふるれ
ゝとをづめむ〻めみ生〻〻ふる〻〻二つめつ〻ちらぐ〻一云
與胃豆羅こも後人の
作書ゝゝ〻〻

一書曰伊弉冉尊且生火神軻遇突智
之時悶熱懊惱因爲吐此化爲神名曰
金山彦次小便化爲神名曰罔象女次
大便化爲神名曰埴山媛

悶熱〻〻ゝゝ〻〻やうゝんまゝて休退まさむとまゝ〻〻附の
まゝとり〻〻記ゝを病臥五とあり金山彦前の一書ふも

記ふ紀屎尿白
名波迩夜須毘
古物波迩夜
須毗貴神と
あゝまゝ雷國
ゝを人の女ゝ
嫁して初て子
産ゝ河ふゝの父
母のをゝ者く
産ゝを土絶
ゝふ嫁ゝる
故の姉産衣を
ゝふ者てあ

時産屋ゝゝ
物すゝる産女の
ゝると教てゝ
ゝく姉のまゝ人ふ
ゝふ〻〻ゝ何と
ゝふりてやゝて
厠ふれゝまゝを
屎壺の迩ふ
ゝて彼迩夜
祖毘古彼迩
夜須毗貴何
ゝふゝて者ゝる
ゝあゝて後ゝ
ゝて姉ふ兒
とゝゝす附の
物者ゝる産
衣とゝゝゝて
姉の物て兒の
名をゝけて
彼ゝ處あゝ
ゝと武人のゝと
ゝ〻甚國ふ
の名も則ゝて
ゝゝぐもゝゝれ
ゝふ〻屎壺の

金神ゝふゝゝゝ

逢うて此神
さらの子と
やるようあ
ることやと思
て書く
一
今有馬村ふ
るの麓こう子
五あ〳〵れ往
古の故ようう
とて今こ二百
二日二月二日に
の祭りてあ〳〵
ならうと國へ
くら

死の時よのこらひてい言こ〳〵ちどこそ今の世ふも縄をとるふい
かも〳〵ごこれとちまるこしあるいたくの法ほのこまるふそし
伴ひざふも〳〵へる死〳〵ふいあ〳〵ぐ〳〵鼓吹ちく〳〵こも
魂をちぐさめ收びちひろちぐべし〳〵又往古人の死さ
ろ付地のちをとぬ〳〵て遊びや〳〵こいかの常御ゆさ〳〵は
石窟の前ふ〳〵招禱ちま〳〵〳〵故事をまりびこ死ちる
魂をちく〳〵ちめひと招ひさちりと記傳ふいく〳〵ふるが如く
ちぐ〳〵されど後ふ參ちふいさちこのこみいあ〳〵ど記ふい

葬出雲國與伯伎國
堺比婆之山にのこあり

一書曰伊弉諾尊與伊弉冉尊共生大八洲國然後伊弉諾尊曰我所生之國唯有朝霧而薫滿之哉乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命亦曰級長津彦命是風神也又飢時生兒號倉稲魂命又生海神等號少童命山神等號山祇水門神等號速秋津日命木神等號句句迺馳土神號埴安神然後悉生萬物焉至於火神軻遇突智之生也其母伊弉冉尊見焦而化去于時伊弉諾尊恨之曰唯以一兒替我愛之妹者乎則匍匐

頭邊匍匐脚邊而哭泣流涕焉其淚墮
而爲神是卽畝丘樹下所居之神號啼
澤女命矣遂拔所帶十握劔斬軻遇突
智爲三段此各化成神也復劔刄垂血
是爲天安河邊所在五百箇磐石也卽
此經津主神之祖矣復劔鐔垂血激越
爲神號曰甕速日神次熯速日神其甕
速日神是武甕槌神之祖也亦曰甕速

日命次熯速日命次武甕槌神復劔鋒
垂血激越爲神號曰磐裂神次根裂神
次磐筒男命一云磐筒男命及磐筒女
命復劔頭垂血激越爲神號曰闇龗次
闇山祇次闇罔象

薫滿〳〵こい万葉一ノ巻よ泊瀬のをかをまてるあづもいと
て氣のあるいふふきてるとひふ氣きどのうとるとい六月
みはつんえ秋ぐ日るゝ〳〵ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ宣中
ゝもゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

こゝに飢まして御食をむとおもかす時生まれる御兒なる
ゆゑふそなうゑを助くる食物の神とうけ給へる
べし倉稲うかのみたまの保食神と同神なるべし
生海神等〻〻山神木神火神乃名ふも神とう命
とうあるべきことを累れるうち記ふいまの神とあらさて又
飢時とうふこし埴安神までへかりて海山ところ〻
より喰ふべきものをそなへいたくあてい皆飢を助る
神ましてもをべし生萬物ふれも菓の神なるべし
かくて八百萬乃神ちをば古傳ふ名のつとりしか
ふも此神いまこうるとうまとりさて次ふ生給ふ
とあるを一ちうふおかへば其あひだもうざるなかも
おもいうれどさふはあしいかもこうべしちも倉
稲魂命より火神を生までいはゆるひさうの
多むの菓の神と生まれたまふしあるうちも知べし又神名風乃
神い伊弉諾尊のゆ見乃神ふ成まし倉稲魂命より
菓物までい皆伊弉冉尊のまうまひしまいい火神を生

まりて神さうまれとあるふてもそうろう以一兒〻〻人のそのふ
かへて愛くおもかす妹をちくなしいふくく敬ふ
ふちうう枕邊い枕の方脚邊を脚の方ゝ匍匐い腹と比ふ
つけをいふさまふていいとくちけきまふとい
さゝし今うう此ち神もいうくかちうみのへば世の中ふ死めう
別とどうかちしきいなをを生ちくあの死めるい之れる
ちうるれいう〻敬ふこうれ〻むいふろうちうるいうのごく
思ひいうふ伊のさうしうばまうをとりと知べし涙墮ふ
これも涙やゞて神ふうれうゞうれど記ふ於御涙
所成神とあるべしくけむ畝丘樹下い香山ふつこうる
地名なるべし今其〻〻ろふいつきりつる神ちりとうふく十握
劔いう〻い物のもさ成りふ彩尋幾握ゆゞいも十握を
劔の大〻〻のもさ成りつく爲三段〻〻ふてもこうれまで
の神〻〻ち皆御形體の異りまて神ちうふを知べし
空理かりてとかくうふいあるまで劔刃垂血〻〻 鐔鋒頭うり
垂血ちる神〻なりうふ此ふり垂血のを殺石〻ちうれ

〻この條ふ始めいう〻てまるを
ろきこゝを國
てのふお孫と
ゞまうふゞて
のをまれ砂
まるるべし
し栗田直躬
ゞりし〻いうら
〻ふをろむ

[illegible]経津主神之祖[illegible]磐石[illegible]
[illegible]武甕槌神の亦名[illegible]紀[illegible]神の如[illegible]
[illegible]紀[illegible]天安河[illegible]
[illegible]乾陽津石村[illegible]
[illegible]武甕槌神天[illegible]使
[illegible]経津主神武甕槌神[illegible]
[illegible]祖神も天安川の[illegible]
[illegible]祖神[illegible]
[illegible]天安河[illegible]
[illegible]神代[illegible]
[illegible]記[illegible]
[illegible]古傳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いしくをきりすんとまりまる軻遇突智神を斬た
神とうかまもつくし亦曰こい一曰ゆくあるべきと後ふ
まぐくふふであしむ此ちくへい武甕槌神も此時しふ
てまをしちり劔鋒くくこも三神ちりまをちりとふ
おるべ一云くこの代くい女神ちりて四神ちり
劔頭くし頭を柄し同しく劔ふつけ血ちぐつきちり
おくおつきも別ふ神も成まやちり闇靂おかみを
古訓ちもよくも雨雷ちりもしも神し闇にち
くふちぐ訓ちくくちり闇ちぐしい上地名も所くふ
て谷のちもうち谷を山のちる山をちりもしぐし闇岡象
のちくも同じこい谷ちる水神ちるぐし闇山を則谷ふ
ちくくと神谷の神
ちくちくしいちるぐちす

然後伊弉諾尊追伊弉冉尊入於黄泉

而及之共語時伊弉冉尊曰吾夫君尊
何來之晚也吾已飡泉之竈矣雖然吾
當寢息請勿視之伊弉諾尊不聽陰取
湯津爪櫛牽折其雄柱以爲秉炬而見
之者則膿沸虫流今世人夜忌一片之
火又夜忌擲櫛此其緣也時伊弉諾尊
大驚之曰吾不意到於不須也凶目汙
穢之國矣乃急走迴歸于時伊弉冉尊

恨曰何不用要言令吾恥辱乃遣泉津
醜女八人一云泉津日狹女追留之故
伊弉諾尊拔劍背揮以逃矣因投黑鬘
此卽化成蒲陶醜女見而採噉之噉了
則更追伊弉諾尊又投湯津爪櫛此卽
化成筍醜女亦以拔噉之噉了則更追
後則伊弉冉尊亦自來追是時伊弉諾
尊已到泉津平坂一云伊弉諾尊乃向

大樹放屎此卽化成巨川泉津日狹女
將渡其水之間伊弉諾尊已至泉津平
坂故便以千人所引磐石塞其坂路與
伊弉冉尊相向而立遂建絶妻之誓時
伊弉冉尊曰愛也吾夫君言如此者吾
當縊殺汝所治國民日將千頭伊弉諾
尊乃報之曰愛也吾妹言如此者吾則
當產日將千五百頭因曰自此莫過卽

投其杖是謂岐神也又投其帶是謂長
道磐神又投其衣是謂煩神又投其褌
是謂開齧神又投其履是謂道敷神其
於泉津平坂或所謂泉津平坂者不復
別有處所但臨死氣絶之際是之謂歟
所塞磐石是謂泉門塞大神也亦名道
返大神矣

追伊弉冉尊〻伊弉冉尊〻退坐のまゝ泉津ゑ〻そ
よを〻〻〻ふ〻〻なきをゝぶか〻あ〻ら現〻〻多の此國

と追ひ魂を喰泉は國へゆくとかはやくこの是ものし
ゝるべしゝゝて伊弉諾尊の今現少るゝそゝを
ゝゝ神代の半なれどとくりかへすおほゝ後ゝこもかの
こと考の考へふるる時を此時年ゝ弱黄泉ゝお
ゝゝゝ遠うゝ相ゝ向もつきゝゝあるゝむゝかくてまれ
ゝゝ弱身のかゝしひもあるゝゝあやあるゝむ記イ須佐
之男命のゝゝゝゝ太那年遅神のいでゝをゝゝ。あれ
ぢうり共語こい何ぞゝをかゝゝひゝゝん保のゝゝ紙
ゝゝ畧れてきゝゝゝゝめゝゝゝゝべゝ記ふ伊弉那岐命詔
詔云愛我那邇妹命吾與汝所作之國未作竟故
可還とあるゝゝゝゝゝゝべゝ飡泉之竈ハ黄泉の竈のゝの
を喰のゝゝゝゝゝ此所言いゝゝんへゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝふ顕國へゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
かへりのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
おをきゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ふゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

今ハ片田舎ちゞふゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

の竹林ふとりまさりあり醜女どものこゝろ為操嗾ありて
おげのひて平坂ふとりまさりすべて伊弉諾のいかりを
かどさゝるゝ物なりしかどくいかりのゝ終ひ〳〵なるべし一云一
書の中の又乃一云に放屁をこゝに醜女どもとゆゑに
もとゞくしさんなどゝ大樹ふ向ひ〳〵ものいはるゝ〳〵ふ
む千人所引磐石今も象人指もゞ〳〵ぬくいしたるゝ云を
りふさてけゝめ黄泉へ入ま〳〵い顕身の死て黄泉へゆく
初めちれゝがよくもつへゞんの重きこゝ所に其國のきこゝ沉
こゝをもしやゞもろ〳〵先ゝとゝゝゝとゝゝゝゝゝゝゝゝ
のきゝ彩きこゝゝゝもゝ〳〵つけさみあゝさゝゝゝゝゝゝゝ
彩れゝ〳〵ゝゝ故後彩ふ黄泉の神の顕國へ出ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
いゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
縁とゝゝゝ古言ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

出雲國人会日吉
村にいふ所の剣
山にふるきと
木春斉祥と
剣ち原祥とふ
そ山の所ひ
岩石さうしき
不深さ所を
そこの祥ふ
時は所をも
発ちこあり
されこ所の中
へい入ることを
而くびり
もさんと祥主
日吉内記太夫
とふ者ちう
こんに七りめ
しそは所の中
へへて「ふ
奥と老をね
あることいつ
ちるくばろう

支書ことれて邪戸ふたもの上ことにつきぬづれな
ても支婦の数別ろこことにいちるまり縊殺くく千
頭こい吾をふえろひそ中のしことをきしたまこた
て殺まをくいろくちとえのふこくとくく恨こくく
ろちくべろれど魂女どもとて逆留めくくまれさと
ゆろづくくし逆きまして生をちふ留めろいつくし黄泉
の京の御ありさ母と見せまつていろくを顕国へそ
かくく絶ふまきゆえあくやあくむ志ろなとしく
走えりうんびとくくしてくくをくくくくまつくくくくくやく
顕ふんえのきくて其坂金とさんとたんいくく
ゆく恨をのふゆをふかくまであきことをものかくうけ
のふちくくくされどこの小國を生ばりもたい為のことを
始め絶ひくち祥の如此まて恋を事をとくくえのくこい
此時のゆ恨ろくふいあくくで黄泉の祥と成のいていちのづ
うくく其国ぐくの怨きけ心ふちろのれをくくく此時千頭
くくのけきことをけぐえのちくくくろ禽の出まいは国くいで

えくくくえくくもあくむちくはえめくいあきくくめきえみちれが
ちりされど此ゆうくみ言のさかくくあくいが至あくくくいつくそ
ちくぐをちりふいけくくぐくさで一日に千人死ちくくこのけは
くくはぐまれろとけくちくぐくく次の千五百人生くくもふ
ぐくくくて初ぐくく千五百頭くくくぐを世の中のこと悪き
くくくふ善くくのろくくくあくきい祥くくくきふまくくちくこと
くくくもけきまん初ぐきくくくくくくくくし記ふいくく吾
一日に五千五百産屋是以一日必千人死一日必千五百人生也
をあろをちくふくくくくくくくく

以岐神爲鄕導ともあるべし道おそれる神と長道もなのこと
ちく煩神こも偖又行あひ神ふゆきあひと好ふちぐらふ
とあれば道のほとりふまた神ちくぐく用嗔いなるほし
ゆらあくむ道敷神記ふ号二其伊邪那美命一謂黄泉津
大神亦云以其追斯伎斯而号道敷大神亦云也
傳へ異ちれど御名のちろいおるべく追斯伎を給ふ
追付とうてはそるべくとてふちくまちる神くちの皆
反語の神ちるくいいちくちくちくちくちくちく茨禾の孫の向ふ
ちくあくことちくさも又故爾の況ふ即投其杖くくち道敷神
まて四十五字ハ下の祓の處ふあちくがくぐれてちふ入くめく
今退去まくふ御帶や衣ハ履まで投ましていくをむこい祓の
時ちくちくのくのと投去て逐ち身滌ちくまちむ為ち
こせもあまく又此文ちふ入て義をちきむやちくまくふ
ちくぐあるべくこ祀ふもの祓のところふ注ぎきちあれどく
ふしどこいけとふまくく文の脱くちるあてもあくべく或所謂
ちくい見之謂歟此二十五字ハ後人の傳注ちくべくちく撰者

の傳くまくちるちくしもちくちくくまくちくちくくまくちくくれくれ
ちくちくちくを信てすべての古傳ちくも皆ちくあくあくを反ちる文
いふちくちくちくふちくふちくふちくふちくふちくふちくふちくふちくふ
所ふくくく

之濁穢則往至筑紫日向小戸橘之檍
原而祓除焉遂將盪滌身之所汚乃興
言曰上瀬是太疾下瀬是太弱便濯之
於中瀬也因以生神號曰八十枉津日
神次將矯其枉而生神號曰神直日神
次大直日神又沈濯於海底因以生神
號曰底津少童命次底筒男命又潛濯
於潮中因以生神號曰中津少童命次
中筒男命又浮濯於潮上因以生神號
曰表津少童命次表筒男命凡有九神
矣其底筒男命中筒男命表筒男命是
卽住吉大神矣底津少童命中津少童
命表津少童命是阿曇連等所祭神矣
然後洗左眼因以生神號曰天照大神
復洗右眼因以生神號曰月讀尊復洗
鼻因以生神號曰素戔嗚尊凡三神矣

已而伊弉諾尊勅任三子曰天照大神
者可以治高天原也月讀尊者可以治
滄海原潮之八百重也素戔嗚尊者可
以治天下也是時素戔嗚尊年已長矣
復生八握鬚髯雖然不治天下常以啼
泣恚恨故伊弉諾尊問之曰汝何故恒
啼如此耶對曰吾欲從母於根國只爲
泣耳伊弉諾尊惡之曰可以任情行矣

乃逐之

既還[illegible]姑[illegible]
[illegible]
[illegible]

上田百樹をもつ
づの必事ハ皆
此八十柱津日神
の宮まゝ坐る
しかるに禍
生なくめ前
ゝも要ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
先

つゝ稚ゝ弟ゝ水かゝて洗ひきよむゝるゝ目ふゝんゝめ罪穢も
ちぐりなく清ゝまゝるゝゝゝ

十柱津日神と表筒男神とし住吉大神いま
構津國住吉郡住吉坐神社四座並名神大月次相嘗
新嘗祭等所祭神を筑前國糟谷郡
志加海神社と座並名神大綿津見と阿曇氏の姓氏錄に
海神後也と此神の子孫なるべし洗五眼を出
の穢のなるべし清淨なるべきなり
日月神生なるべし洗鼻を敕任じ子曰く大御神の天を
らしめたまふべしの傳へも是ぞ月讀なるべし今も
朝夕滿干の月の出入なるべし素戔嗚尊
なるべしは天下をとりしなり餘のつくりあいかた
なれども皆かくの如くちらばり年已長く任じ
ばしたりしそなたるあまを年を那のひ
なるべしなるべしの事乃ち此神代の事乃ち
なるべしなるべしの事乃ち此神代の事乃ち
なるべしなるべしの事乃ち此神代の事乃ち

三段其一段是爲雷神一段是爲大山祇神一段是爲高靈又曰斬軻遇突智時其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石而因化成神號曰磐裂神次根裂神兒磐筒男神次磐筒女神兒經津主神倉稻魂此云宇介能美柂磨少童此云和多都美頭邊此云摩苦羅陛脚邊此云阿度陛熯火也音而善反靈

此云於箇美音力丁反吾夫君此云阿我儺勢飡泉之竈此云譽母都俳遇比秉炬此云多妣不須也凶目汚穢此云伊儺之居梅枳枳多儺枳醜女此云志許賣背揮此云志理幣提爾布俱泉津平坂此云余母都比羅佐可屬此云愈磨理音乃弔反絶妻之誓此云許等度岐神此云布那斗能加微檍此

云阿波岐

[illegible]

次乃一書[illegible]種々の[illegible]身のたりまをゆ[illegible]大山祇
神上の一書[illegible]生海神等々山神等々を[illegible]
[illegible]高靈高き山のこもれる處とり[illegible]
[illegible]一云大歛頭垂血々闇靈[illegible]同神の傳へ
のたりとあ[illegible]天八十河安の河とあるもかくゝ同じ
[illegible]因化成神[illegible]磐石ふ深し血[illegible]神の成
出[illegible]し其血の[illegible]訓注爆[illegible]
也々七字[illegible]音カ[illegible]文なとの類ひ皆後人の傍注の
[illegible]皆用[illegible]伊儺之岳梅
の下ふ之居梅の之字脱[illegible]
[illegible]ついて補[illegible]又此洲[illegible]
前の一云のまとるべし[illegible]

一書曰伊弉諾尊斬軻遇突智命爲五
段此各化成五山祇一則首化爲大山
祇二則身中化爲中山祇三則手化爲
麓山祇四則腰化爲正勝山祇五則足
化爲雛山祇是時斬血激灑染於石礫
樹草此草木沙石自含火之緣也麓山
足曰麓此云麓耶磨正勝此云麻沙柯
寃一云麻左柯豆雛此云之伎音烏合

反

五段〳〵なれども一ツの傳なり又山祇と申す山とまぎれ
紊まぎれ神なるべし中山は今も山の中なるべし山の中なるべし蓁
端山正勝は真坂離山は繁山山なるべし其所〳〵とまぎれ紊
なるまぎれなるべしの御名なるべし又山は火なるべし富士
浅間のごとくにいまだ〳〵けれども其外も温泉のごとき
なるべし皆火のあるべきなり皆火神なり〳〵あるべし
上は雷神なり〳〵同じ〳〵繰於石磯〳〵石なり〳〵石なり
火のなるべきなり〳〵なるべしなり〳〵なるべしなり〳〵記は錄海布を柄作
燧白以海蓴之柄作燧杵なるべしなり注の山足
曰麓の四字を例の後人なるべし麻沙柯蒐の蒐
も行なるべし〳〵なるべしなるべしもあるべし一なるべしの六なるべし
音烏含反の四字なるべし皆後人のなるべし〳〵なるべし
なるべしなるべし〳〵なるべし
一なるべしなるべし〳〵なるべし
なるべしなるべし〳〵

一書曰伊弉諾尊欲見其妹乃到殯斂
之處是時伊弉冉尊猶如生平出迎共
語已而謂伊弉諾尊曰吾夫君尊請勿
視吾矣言訖忽然不見于時闇也伊弉
諾尊乃舉一片之火而視之時伊弉冉
尊脹滿太高上有八色雷公伊弉諾尊
驚而走還是時雷等皆起追來時道邊
有大桃樹故伊弉諾尊隱其樹下因採

其實以擲雷者雷等皆退走矣此用桃
避鬼之縁也時伊弉諾尊乃拔其杖曰
自此以還雷不敢來是謂岐神比本號
曰来名戸之祖神焉所謂八雷者在首
曰大雷在胸曰火雷在腹曰土雷在背
曰稚雷在尻曰黒雷在手曰山雷在足
上曰野雷在陰上曰裂雷

殯斂之神退散して葬奉る間尿を置きし處
より如生平即靈のうつし出しし

孫にしてうつし共語りしも生人と殯もむことをかなしび殯り
あるべくもあれどそのうちなくてもうもも忽然不見出さ
らひのみ山形のうええそやうぬちう一行火上の一書に二行
くせいはうこいそのの傍注のまきれうくのうち脹滿と
ひをうんうくをあうくを伝をうぐ〜雷等皆紀に伊
弉冉そのかけせうふるぐしくをとの脹滿をいみあうう
のはぐこ尿のうけうゆくをとりうくやあうむ又殯斂の處
ううぐぶ黄泉に追いでまして黄泉のうくあやあうくをふ
に此一書いえるう傳へうて脹滿をいい殯斂のうぐこの尿をを
まとりふくをいせい黄泉の由形のうえみうくをこ日くれい
まぐいて一つをまくいうをうくやあうむのうくをいを一
書ふていい雷の追しうも桃樹をくも殯斂の處うかへう
うをあれかうぐし〜されどこへは一書のをけみくを
黄泉とりふも實をこの此殯斂の處のうをうぐかり
ちやまうくをうれ又すぐて此書い古傳と異れうをうも

まうれバ殯斂之處の下ハ黄泉まで追いでよ〳〵ことの
ちゝ〳〵と聆もしてるゝもの〳〵投其杖〳〵こハ投の杖
あいあゝで雷等を塞ぐ〳〵ふて神の御名も
そのことゝ〳〵ふて杖とやうて神と申ハ後人の
ゝうれど記ハいくれも於投棄御杖所成神名衝立
船戸神〳〵ゝり此本名〳〵の十字ハ後人の字ゝ〳〵
なの名とおゝて後付名とゝ〳〵もあ〳〵ゝとゝるもいれ
〳〵八雷今の世みも出雷水雷ゝ〳〵もいれの雷をふら
土雷〳〵ふ〳〵もあ〳〵ゝ後付くゝ〳〵付雷あゝ〳〵今神ハ
ゝ神ゝ〳〵ゝのゝふいあ〳〵ゝそい記〳〵鳴雷〳〵ゝ

一書曰伊弉諾尊追至伊弉冉尊所在
處便語之曰悲汝故来答曰族也勿看
吾矣伊弉諾尊不從猶看之故伊弉冉

鈴木重孝云及其與妹相闘於泉平坂也と訓さるも
ゝるべし

尊恥恨之曰汝已見我情我復見汝情
時伊弉諾尊亦慙焉因將出返于時不
直默歸而盟之曰族離又曰不負於族
乃所唾之神號曰速玉之男次掃之神
號泉津事解之男凡二神矣及其與妹
相闘於泉平坂也伊弉諾尊曰始爲族
悲及思哀者是吾之怯矣時泉守道者
白云有言矣曰吾與汝已生國矣奈何

○神代紀尊牙ヒ

更求生乎吾則當留此國不可共去是
時菊理媛神亦有白事伊弉諾尊聞而
善之乃散去矣但親見泉國此既不祥
故欲濯除其穢惡乃往見栗門及速吸
名門然此二門潮既太急故還向於橘
之小門而拂濯也于時入水吹生磐土
命出水吹生大直日神又入吹生底土
命出吹生大綾津日神又入吹生赤土

夏日獲備云
[illegible]共去八伊
邪奈美命の
吾と此國とを
どまりて汝命
と共に復むこ
[illegible]
[illegible]
トモニカ[illegible]
ト訓るこ文
意[illegible]
同一獲備云
曰汝已見我情
我復見汝情
られて情と者
ふ讀ぐらく

命出吹生大地海原之諸神矣不負於
族此云宇我邏磨穢茸

伊弉諾尊[illegible]入泉[illegible]
[illegible]
[illegible]

きこゆるところこれ
とよりてはまた
おきこえぬ文
ゆゑ仮文の
をおもあるをて
訓の絶るゆ
ゑきこえぬ
此注の訓の例
おもとびて訓
バアニハラミセ
モヒウバアレモ
ナガ命ニハヂミ
セツラトヨシ
玉ヘバと訓べし
我情と見ること
りやすし漢文の
方おい続ぎ
訓やすを後ぶ
ゆゑきこえぬ
文をあらし
なりとそう

ほどのひてるべし不直黙くすやふを出のひをを立人を
移ひて今ちねぐ夫婦のこしつびとちしさすもしこし
をのりみであるむ族雑こもい上の絶妻之誓言ふおうぐ
夫婦の中ぐくちのひ言ぐしまこもぐ中さし
くと那ぎやひ四言ゆやまと不負ぐかの千五百人産ずしの
をすしをみであむ所唾泉のきをきをきしひ
をけるふ為をぐちぐ今の世し稚をめをんを為
唾あるい其如をきしひけてそふやぐこちぐとする
をぐなれぐしをそも乃唾矣化為神號くちぐを
しを伊のくぶれをのちるへ掃をくも言をぐ
きをんぐをふぐ掃をやふ四をぐあるてをの為をぐ
ふりて神の成生るちるべし即名の解もをし訓てれ
をけし訓ても四をををきをけのふをるり及其
與妹くくこいまくを文の脱ちる文でりぐ故四ふ四一書
いすべてをる続るのがても平坂ゆてのくをふいあしぐ
をを二神のゆちげつりひいくを平坂ゆをめくしおくをひ二す

ゆちりる後人の偽也をちりすぎれをるおいあしぐちりをぐく
此十一字を訓を異をつ姑為族くを姑妹命をしぐちるふ
いなしを考ふいて黄泉泉まで追来くをふを切へ吾心の
つをるりくしをいまをやりふかへくをを社のふるりをに
上の一書記の作をみも平坂まを追ぐめもりくを上
もりつるめくを黄泉のをりをとをまりをいひりてのふりや
りくをを泉の神ぐものりをりをを泉まりをりをつをりの
移ふるをくを字道の泉の道法をやる神ゆて
今ををくをのをむくを泉の道法をやる神ゆて
の御言ゆを伊弉冉尊の御言ゆを語ふりをる神をるを有言ゆを
吾與汝こく生國ふ萬のを社もこあるべくをて共に國と
生つる移ひて移所のゆと生るくそをへいをりかへりて
又何をりを生るをむ吾い此國ふをでまるるくを族命ゆもと
ゆをでまりてるをりをりをりをりをりをりをりをりを菊理媛を
こい何ぐをまをりをりをりをりをりをりをりをりを伊弉冉の関のりを
りをのをりをれがをきををりをりをりをりをりを黄泉

神でのしまきさまふあげつゝひてもみやゝふ顕國へかへつし
給ふべきさらゝとやをろうをゝ記ふ伊弉諾尊の黄
泉神とあげつゝるむとのかゝゝもあるべし散去菊理
媛ゞやをゝゝゝゝゝりて伊弉諾ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝまんゞ寺道菊理媛ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゞり〳〵皆退去ゝゝゝ此傳ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
どの四根ゝゝもゝゝ伊弉諾ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝじゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝふゝゝゝゝゝ此器ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
然後伊弉諾ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の國ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
一書記ゝも同檍原ゝゝゝ上ゝ中の瀬ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
い初め二所ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
入水吹生磐土命ゝゝ磐土命ハ上筒男命ゝ同ゝゝ底土ハ
底筒大綾津日ゝ大枉津日ゝ赤土ハ中筒ゝ同ゝゝ皆言

譬華山陽ゝ
天照大神在於
天上教月夜見
尊曰ゝ宜爾
就候之ゝ易ゝ
べきと月夜見ん

かゝゝゝゝゝ上の一書ゝ同じ神ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

尊と月夜見の在ところいろ〳〵

以御滄海之原也既而天照大神在於
天上曰聞葦原中國有保食神宜爾月
夜見尊就候之月夜見尊受敕而降已
到于保食神許保食神乃迴首嚮國則
自口出飯又嚮海則鰭廣鰭狹亦自口
出又嚮山則毛麁毛柔亦自口出夫品
物悉備貯之百机而饗之是時月夜見
尊忿然作色曰穢哉鄙矣寧可以口吐
之物敢養我乎迺拔劒擊殺然後復命
具言其事時天照大神怒甚之曰女是
惡神不須相見乃與月夜見尊一日一
夜隔離而住是後天照大神復遣天熊
人往看之是時保食神實已死矣唯有
其神之頂化爲牛馬顱上生粟眉上生
蠶眼中生稗腹中生稻陰生麥乃大豆
小豆天熊人悉取持去而奉進之于時

天照大神喜之曰是物者則顯見蒼生
可食而活之也乃以粟稗麥豆爲陸田
種子以稻爲水田種子又因定天邑君
卽以其稻種始殖于天狹田及長田其
秋垂穎八握莫莫然甚快也又口裏含
蠶便得抽絲自此始有養蠶之道焉保
食神此云宇氣毋知能加微顯見蒼生
此云宇都志枳阿烏比等久佐

勅任三子〻素戔嗚尊可以御滄海之原記也如
去りるを上の一書ハ月讀尊可以治滄海原潮之八
百重也あ〻ま〻と一書ハ素戔嗚尊〻汝可以馭極遠
之根國也あるらし記ハ月讀命汝命者所知夜
之食國〻夜之食國を根國し又下の保倉神をこゝ
しのふ〻〻も記ハ須佐之男命の天しりぞりふ時の〻
あり猶この二神い同じきゆゑ〻〻しるしあるもむ
此半記傳ハらしく〻〻と拙〻〻考ふ〻〻
在於天上曰〻保食神いまぐも人の食物を掌ま神く
記ハ大宜津比賣神〻ふり同神なり〻〻〻〻
大宜の宜ハ〻〻〻〻〻〻國ハ田ハ稻の出ま〻〻
て飯の稻穀〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
毛麁〻〻〻い鰐鳥〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
ていふ〻古言ふ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
べ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

[illegible]
[illegible]
[illegible]

前の岸国なといふ国ぐにを同じくふしやらなるべく
すべて行ぐ〳〵いでそなへ便りとしてその前
のこゝいろ人うゝからゆくこゝろのくまなく神代のおほ長
こゝの年月なるべしそれ天邑君の辟の長なる田作るこの首
といふなるべしされど此時先は長をさゞめのうんといふ
こゝいでるこゝろの夜田い真田も田い長五百秋るべの
もゝこゝ祝言なるもの八束穂いでもゝ穂とふ
なるべしかくて此あらやまんくふひでさうえて蒼生
ゆさうふなるゆくを皇孫命の御天降りの始め此国を行へ
そなひて天下あまのくらゆくこゝいたれる
なるゝ口裏合璽こゝ此方をこゝろ此時まげ
天ふくびまちしるべしふふくこゝもうのをるこゝに今の
世あいきうめこゝすれどいまこゝて糸ふをもうるむ
こゝさてこゝふ牛馬をつゝ上こゝもとびこゝもときこゝし
こゝもとびこゝもとのもゝ天しおを浴しなるべし

記ふ皇孫御
天降のこゝ天
年神御年神
などあれどこゝ
御天降の後こ
つゝりどきこゝ
御名ちゝこゝ
へゝびゝ神年
御天降の後こ
びまゝ

下ふ班駒のこゝもあれどこゝ又此保食神ハ此国の神なる
と其作れ此身ふるゝ此国を始め先は天ハあげのこゝを
後ふ皇孫命の御あ御りの時こゝて此国くびし
こゝ口神を天へあげまつりこゝ後ふ皇孫命と天
御まこゝをもゝふこゝ
あるこゝをゆゝあるこゝ

神代紀巻第五上巻終